

## ★地籍整備推進調査費補助金とは

特に地籍整備の進捗が遅れている都市部において、19条5項指定申請を支援する補助金制度があります。

- (1)実施主体が都道府県又は市区町村の場合・・・調査費用の1/2以内  
 (2)実施主体が民間事業者等の場合  
 ① 間接補助の場合・・・調査費用の1/3以内かつ地方公共団体の補助額の1/2以内  
 ② 直接補助の場合・・・調査費用の1/3以内

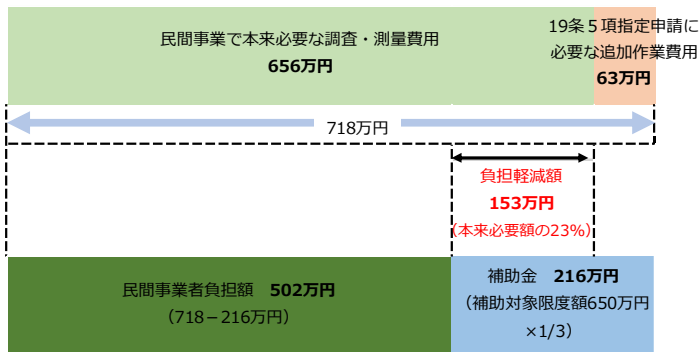


地籍整備推進調査費補助金の補助率

<p>調査計画作成 専門家による検討に要する費用等</p>	<p>既存資料等収集・整理 境界査定図等の既存境界資料の収集に要する費用等</p>	<p>現況調査 現況地物の測量、測量に必要な基準点の設置に要する費用等</p>	<p>境界確認 現地調査や現地立会に要する費用等</p>	<p>予備調査 作成した成果図等の精度検証に要する費用等</p>	<p>成果作成 測量成果のとりまとめ、19条5項指定申請資料作成に要する費用等</p>
<p>(限度額) 地区当たり 20万円</p>		<p>(限度額) 地区当たり 500万円 + 100万円 / ha × 面積</p>		<p>(限度額) 地区当たり 30万円</p>	

地籍整備推進調査費補助金の補助対象経費と限度額

測量の計画段階から、作業規程に基づき測量の基準と精度を満たした測量を行ってれば、指定申請のための追加作業は少なく、補助金を活用することで事業者の負担軽減効果は高くなります。



補助金を活用して指定申請した場合の事業者の負担軽減(試算例※)

※土地面積1ha、筆数50～60筆程度、地籍フォーマット2000形式のケースで試算

# 国土調査法第19条第5項指定申請の手引 (ポイント版)

令和4年6月 国土交通省 土地政策審議官部門 地籍整備課

## ★国土調査法第19条第5項指定とは

国土調査法では、土地に関する様々な測量・調査の成果を国土交通大臣等が指定※することにより、国土調査の成果と同様に取り扱うことができることとしています。



※指定の要件は、測量成果の精度・正確さが国土調査と同等以上の場合ですが、測量成果の多くはその要件を満たしていると考えられます。

## ★19条5項指定の流れは

おおまかなフローは以下のとおりです。



## ★19条5項指定のメリットとは



- 地籍調査が不要となり、地籍整備を効率的に推進
- 指定後に図面が登記所備付地図として公的に管理され、成果の散逸がなくなり、測量成果の有効活用へ
- 土地の正確な情報が共有され、土地境界をめぐるトラブル防止
- 将来の土地取引・用地取得の円滑化のほか、地域の土地利用の活性化、災害時の復旧・復興の迅速化等、様々な効果
- 補助金活用による測量・調査費用の節減

## ★19条5項指定の要件とは

19条5項指定を受けるためには、国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有することが必要であり、以下の要件があります。

- 測量の基準
  - 世界測地系に基づく測量
- 測量の精度
  - 測量の誤差が国土調査法施行令の規定の範囲内
- 登記所備付地図としての要件
  - 1地区あたり500㎡以上 等

## ★19条5項指定申請となり得る測量成果とは

土地の境界測量は、一般的に何らかの作業規程に沿って実施されており、19条5項指定の要件である測量の基準及び精度は条件を満たしています。

区分	事業	対象区域や規模の区分や想定される事業内容	測量成果の保有量(想定) (多～少)	
開発 開 許 可 行 が 必 要 な	宅地開発	都市計画区域 線引き都市計画区域 市街化区域	1000㎡(三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等は500㎡)以上 ※開発許可権者が条例で300㎡以上に引き下げ可	中
		都市計画区域 線引き都市計画区域 市街化調整区域	原則として全て	少
		都市計画区域 非線引き都市計画区域	3000㎡以上 ※開発許可権者が条例で300㎡以上に引き下げ可	少
		準都市計画区域	3000㎡以上 ※開発許可権者が条例で300㎡以上に引き下げ可	少
		都市計画区域及び準都市計画区域外	1ha以上	少
	特定工物建設	第1種特定工物(コンクリートプラント、アスファルトプラント等)の建設 第2種特定工物(ゴルフコース、グラウンド、野球場、1ha以上の墓園等)		少
開発 開 許 可 行 が 不 要 な	小規模な宅地開発	市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、規模がそれぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満のもの(法29条1項1号)(建築基準法第42条第1項第5号道路含む)	中	
	区画整理	土地区画整理事業(法29条1項5号:自治体施行及び組合施行による事業)※1	多	
	市街地開発	市街地再開発事業(法29条1項6号)	中	
		住宅街区整備事業(法29条1項7号)、防災街区整備事業(法29条1項8号)など	少	
その他開発行為	公有水面埋立地における開発行為(法29条1項9号)、非常災害のための応急措置の開発行為(法29条1項10号)、政令で定める建築物の建築の用に供する目的の開発行為(法29条1項3号)等	少		
そ の 他	土地改良	土地改良事業(圃場整備事業)	多	
	道路	道路の新設、拡張等(境界確定(明示)における用地測量、用地買収に伴う用地測量など)	中	
	その他公共事業	公園、水道、下水道、河川・水路整備(特に改修等による場合が多い)、その他の公共事業に係る用地測量など	中	

注1)「法」とは、都市計画法をいう。

注2)測量成果の保有量(想定)は、想定される地方公共団体や民間事業者等による測量成果の保有量を「多」「中」「少」で区分しています。

## ★19条5項指定申請に必要な追加作業とは

測量成果の多くは、19条5項指定の要件である測量の基準・精度の条件を満たしており、以下2点の追加作業を行うことで19条5項指定申請することができます。

### (1)申請書の作成

ほとんどが通常の測量・調査業務において作成される書類であり、申請のため新たに作成する書類は、申請書、総括表、地図一覧図(地図が複数枚になる場合のみ)のみとなっています。

申請書

(別添様式1)

第 号  
年 月 日

所在地  
宗 地  
代表者名

国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての登記の申請について

年、月、日

1. 測量及び調査を行った者の氏名又は名称  
(事業を履行した者の氏名又は名称)

2. 作成した地図及び簿籍の名称

3. 測量及び調査を行った地域及び期間

4. 測量又は調査上の精度  
国土調査法施行令第15条に規定する精度の範囲内

5. 附付書類(図)  
地図及び簿籍の写し 各2部

6. 測量及び調査を行った者の同意を得たことを証明する書類 1部

総括表

(別添様式2)

測量(調査)の実施期間	測量(調査)の実施地域	測量(調査)の方法
年 月 ~ 年 月		
事業履行する代表者名	事業名	事業の種類
測量(調査)の点数	新 点 数	測量の方法
	1級基準点 点	
	2級基準点 点	
	3級基準点 点	
	4級基準点 点	
計 点		
確定測量図の枚数	総 枚	枚数
簿 籍	簿 籍 冊 数	冊
工 程 分 割	作 業 機 関 名	代 表 者 名
監 査 点 測 量	機 関 代 表 者 氏 名	機 関 代 表 者 の 所 属
簿 籍	簿 籍 冊 数	
地 図 物 件 簿 籍	簿 籍 冊 数	

地図一覧図

### (2)登記所に送付する地図の電子化

19条5項指定後に登記所へ送付する地図の電子データの形式が定められています。電子データは、SIMA形式、地籍フォーマット2000形式、地図XML形式の3種類あり、形式を決定する上では、所轄登記所と事前に協議する必要があります。

データフォーマット変換は、市販のソフトウェアで対応可能ですが、形式により作業内容が異なります。